競技用靴に関する規程(案)

(WA: C2.1A Athletic Shoe Regulations)

競技運営委員会

特定用語の定義

この規程で使用される単語および語句は、憲章および一般定義で定められているものと同義とする。以下のものは次の通りとする。

対象競技会

WA、エリア陸連、または各国連盟のいずれかによって開催が認可された競技会を意味し、WA の関連する すべての規程および規則が遵守され、その結果、世界ランキングポイントが獲得される競技会。

(https://www.worldathletics.org/world-rankings/introduction 及び

https://www.worldathletics.org/world-ranking-rules/basics 参照)

さらに、各国連盟が開催を認可した競技会の場合、各国連盟は WA の統計および結果の取扱いの目的に有効であるとして、当該競技会を承認する必要がある。

該当者

インティグリティ行動規範(Integrity Code of Conduct)の「規則 1」に該当する者。

競技者(アスリート)

本規程で特段の定めがない限り、WAやエリア陸連が、会員資格、所属、認定、申込み、大会への参加を承認することによって、WAやエリア陸連の陸上競技大会への出場を申込み、参加する者。

競技者(アスリート)支援要員(アスリートサポートスタッフ)

特に明記されていない限り、コーチ、トレーナー、マネージャー、競技者代理人、エージェント、チームスタッフ、大会関係者、医療またはパラメディカルの担当者、親、参加競技者の支援または治療を行う者、大会イベントや競技会の準備を行う者。

競技用靴 (アスレティックシューズ)

特に明記されていない限り、道路競技で使用する靴 (ロードシューズ)、クロスカントリー競走で使用する靴 (クロスカントリーシューズ)、トラック競技やフィールド競技で使用する靴。

購入可能

別紙4(内容は随時更新あり)に記載された要件と手順を満たしている競技用靴。

オーダーメイドの靴

1人の競技者のために特別に注文された、唯一無二の競技用靴で、購入することができない靴。カスタマイズされた靴および開発段階の試作靴は、この規程が適用されるオーダーメイドの靴ではない。

招集所 (コールルーム)

競技の直前に競技者が集まり、競技区域に入る場所。

事務総長(またはその任命者)

WA 事務総長またはそのスタッフの任命者。

カスタマイズされた靴

本規程7に適合している、購入可能な既存靴、または新しい靴。

開発段階の試作靴

購入可能になったことがなく、スポーツメーカーが市場に投入するために開発中の靴。さらに、靴が購入可能になる前に安全性と性能について、当該メーカーがサポートまたは後援している競技者の同意のもとテストを行っている靴。

既存靴

本規程の施行前に有効であった TR5 に基づいて事務総長(またはその任命者)によって承認されていた、または 2016 年 1 月 1 日以前から着用されている競技用靴。これらの靴は、本規程で特段の定めがない限り、あるいは事務総長(またはその任命者)によって指定されない限り、本規程の要件を満たしていると見なされる。

競技エリア

競技後を含む、競技者が競技に参加・競技するエリア (競技場外で行われる競技の場合はコース)を意味し、ポストイベントエリア、競技者が表彰される場合は表彰台とそこまでの導線、ミックスゾーン、記者会見場、メダルセレモニーやウイニングランが行われる場所を含む。

独立した専門家

本規程に定められた靴の承認のための技術的要件および手順を適用する、事務総長(またはその任命者)によって随時任命される生体力学(バイオメカニクス)やその他の適切な資格のある専門家。

新しい靴

本規程の要件を満たし、対象競技会で競技者が初めて着用する、開発段階の試作靴ではない競技用靴。

装具

競技者の足やその他の医学的問題を生体力学的に治すために処方された、靴の中に挿入される医療機器。

シューコントロール (Shoe Control)

本規程 14.5 に従って競技用靴をチェックする手順

シューコントロール・オフィサー (Shoe Control Officer)

シューコントロールに関して、競技用靴がチェックされることを保証するために任命された審判員、または 他の競技役員またはボランティアまたはスタッフ。

スタッフ

WAのために、またはWAの代理人として仕事をするために雇用されている者、またはその任務に従事している者(特に明記されていない限り、インティグリティユニットで雇用または当該任務に従事している者を含む)。

ウォーミングアップエリア

競技者が競技前にウォーミングアップ、トレーニング、準備を行うことができる指定された場所。

ワールドアスレティックスシリーズイベント(WAS 競技会)

世界陸上競技選手権、世界室内選手権、世界リレー、世界 U20 選手権、世界ロードランニング選手権、世界競歩チーム選手権および世界クロスカントリー選手権。

1. 概要

- 1.1 本規程は、対象競技会で着用される競技用靴を WA に提出するための要件と手順を確立することにより、憲章第 4.1条(a)、(c)、(d)、(e) および TR5.2 を実現することを目的とする。
- 1.2 本規程は特定の制限を加えたり要件を損なったりすることなく、以下の原則の均衡を保つことを 目指している。
 - 1.2.1 陸上競技のスポーツにおける公平性。
 - 1.2.2 高度な肉体的、精神的要求が課せられている競技者の健康と安全(怪我の防止を含む)を担保する措置。
 - 1.2.3 陸上競技でのパフォーマンス (記録を含む) は、競技用靴のテクノロジーに対する人間の努力の優位性と、その進歩 (例:意味のある競技を可能にする進歩) によって達成される。
 - 1.2.4 競技者が高品質、革新的、一流の競技用靴で競技することを望んでいるとの認識。
- 1.3 本規程 1.2 で言及されている原則の意味は、本規程全般に反映されており、WA による競技用靴のレビューにのみ起因する。本規程は、競技用靴の技術的変化、その他の開発で絶えず変化する性質を反映するために、随時見直され、修正される。

2. 目的

- 2.1 本規程の目的は以下の通り。
- 2.1.1 透明性があり、客観的で、実行可能で、公正な一連の要件と手順を確立する。
- 2.1.2 対象競技会で競技用靴の着用を承認するための行動、所要時間、基準、および申請と意思決定のプロセスと手順を明確にする。
- 2.1.3 こうしたプロセスおよび手順に関与するすべての該当者が、誠実にインティグリティ行動規範に 従っていることを確認する。

3. 適用

- 3.1 本規程は以下に対して適用する。
- 3.1.1 すべての対象競技会。
- 3.1.2 対象競技会に出場するすべての競技者。
- 3.1.3 WA 役員、エリア陸連職員、スタッフを含むすべての該当者。
- 32 上記にとどまらず。
- 3.2.1 対象競技会に出場する競技者は、本規程を遵守し、尊重する。
- 3.2.2 各加盟団体は、申請および意思決定プロセス全体を通じて、競技者の活動と行動に責任を負う。
- 3.2.3 情報の提出、要求の承認、または本規程に基づく行為のために、競技者または加盟団体によって任命された代表者(任命された者をサポートまたは後援するスポーツメーカーを含む)も本規程を遵守しなければならない。ただし、代表者を任命することによって本規程を遵守すべき競技者または加盟団体の義務を免除するものではなく、競技者はその代表者(任命された者をサポートまたは後援するスポーツメーカーを含む)が本規程を遵守することができるようにしなければならない。

4. 裸足と競技用靴

- 4.1 競技者が競技の際に競技用靴を履く主な目的は、足の保護安定とグラウンドをしっかり踏みつけることである。
- 4.2 特に明記されていない限り、すべての競技用靴は本規程に定められた制限と要件を満たさなければならない。

5. 既存靴

- 5.1 事務総長(またはその任命者)からの要請がない限り、本規程で承認を受けるために既存靴を WA に提出する必要はなく、WA によって承認されたと見なされる。
- 5.2 既存靴をカスタマイズする場合は、本規程7に適合していなければならない。
- 5.3 2024年11月1日以降、別紙3の新しい靴底(ソール)の厚さの表に記載されている最大値を超える

既存靴は承認されず、その日から対象競技会では着用できない。

6. 新しい靴

- 6.1 対象競技会で競技者が初めて着用するすべての新しい靴は、別紙1に記載の手順に従って、事前にWA によって承認されていなければならない。
- 6.2 新しい靴をカスタマイズする場合は、本規程7に適合していなければならない。

7. カスタマイズされた靴、挿入物および追加物

- 7.1 カスタマイズされた靴は、以下の条件を満たしている場合、対象競技会で着用することが認められる。
- 7.1.1 既存靴または新しい靴をカスタマイズする承認申請が、別紙 1 に記載されている手順に従って、 WA に提出されている。
- 7.1.2 申請書には、既存靴または新しい靴をカスタマイズする理由も記載されていなければならない。
- 7.2 常に、本規程 7.1 に基づく事務総長(またはその任命者)の承認を条件として、医療および安全上の理由から以下のカスタマイズが認められる。
- 7.2.1 靴底の構造および靴底の最大の厚さを変更すること。ただし、最大の厚さは常に別紙3に記載されている制限を超えないこと。
- 7.2.2 ノン・スパイクシューズをスパイクシューズにカスタマイズすること。但し、既存靴または新しい 靴に対して行うことに限る。
- 7.2.3 既存靴または新しい「靴の甲」の部分を、別の既存靴または新しい「靴の甲」の部分に変更するか、 新しく「靴の甲」の部分を追加すること。
- 7.2.4 競技用靴へのインナーソールの追加、その他の挿入物および追加物を加えること。但し、以下の場合にのみ認められる。
 - a. 追加するインナーソールまたは挿入物は、取り外し可能な装具であること(靴の内側に恒久的に 固定することはできない)。
 - b. 追加物は、ヒールレイズまたはヒールキャップ(例:跳躍競技用靴)、ブレースまたはストラップ (例:投てき競技用靴)とする。
- 7.2.5 本規程 7.2.4 に適合し、追加する装具・ヒールレイズ・ヒールキャップを使用する場合、追加装具等の厚さは別紙 3 の表に記載されているソールの最大の厚さには含まれない(追加装具等を使用しない場合、購入時から装着されているオリジナルのインナーソールを含む靴底の厚さは、別紙 3 に定められた最大の厚さ以下であること)。
 - 本規程 7.2.4 に適合しないその他の追加のインナーソール、挿入物、追加物は認められない。
- 7.3 既存靴または新しい靴の色および外観の変更、競技者が自分の靴をテーピングする(たとえば、投てき競技で使用する靴の外側をテーピングする)ことはカスタマイズではなく、認められ、承認を必要としない。
- 7.4 本規程でカスタマイズされた靴のベースとなる標準モデルの靴が購入可能である必要があることを 求めているので、カスタマイズされた靴については本規程 13 に従って購入可能にする必要はない。

8. 開発段階の試作靴

- 8.1 開発段階の試作靴は、別紙 1 および別紙 2 に定めているように、WA による書面での事前承認なしに、 対象競技会で競技者が着用することはできない。
- 8.2 承認されれば、競技者が対象競技会で初めて着用すると申請した日から、最大 12 か月間、開発段階の試作靴を着用することができる。当該靴は、この 12 か月の期間内にのみ着用できる。
- 8.3 開発段階の試作靴は、
- 8.3.1 本規程 13 に従って購入可能にする必要はない。
- 8.3.2 ワールドアスレティックスシリーズの競技会およびオリンピックでの着用は認められない。

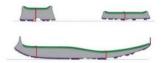
9. オーダーメイドの靴

9.1 オーダーメイドの靴は、どの対象競技会であっても着用することは認められない。

10. 競技用靴の技術要件

- 10.1 事務総長(またはその任命者)が書面で特に合意しない限り、対象競技会で着用する競技用靴は、本規程10.3 および10.4 に規定されている靴の位置で、別紙3の表に記載されている靴底の最大の厚さ以内でなければならない。
 - 靴底の最大の厚さには、本規程 7 に従って挿入される追加のインナーソール、その他の挿入物または 追加物の厚さは含まれない。
- 10.2 靴底(踵の下の靴底を含む)には、うね、ぎざぎざ、突起物などがあってもよいが、これらは靴底本体と同一もしくは類似の材料で作られていること。
- 10.3 靴底の厚さは靴の前足の中心と踵の中心で、それぞれ靴の内部にある靴底の最上部と靴の外部下側の 平面部分との間の距離として計測する。この測定に際しては、本規程 10.2 で記述しているものも含め て計測する。 図(a)参照。

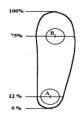
Figure (a) - Measuring the thickness of the sole



10.4 前足の中心は、靴の内部の長さの 75%にある靴の中心点とする。 踵の中心は、靴の内部の長さの 12% にある靴の中心点とする。 図(b)参照.

標準的な事例としてユニセックスサイズ 42 (EUR) ($=26.5\sim27.0$ cm) の場合、前足の中心は靴の内側の背面から約 203mm の位置であり、踵の中心は靴の内側の背面から約 32mm の位置である。これらの位置よりも外側の部分靴底の厚さは、本規程の技術的要件とは無関係とする。

Figure (b) – Location for measurement of the centre of the forefoot and heel



- 10.5 WA は標準的なサイズを超える競技用靴には、同じメーカーと同じモデルの靴であっても、標準サンプルサイズの靴よりもわずかに靴底が厚いものが含まれる可能性があることを認識している。このようなわずかな厚みの差は、本規程が遵守されているかを確認する目的においては問題としない。
- 10.6 追加の通知があるまで、例外的な状況で競技委員会 (WAの Competition Commission) が書面により明確に合意した場合を除き、対象競技で使用される競技用靴は次のとおりとする。
- 10.6.1 本規程 10.6.3 が適用される場合を除き、靴の全長または靴の長さの一部かどうかにかかわらず、2 つ以上の剛性構造 (プレート、ブレード等) を含んではならない (「1 つの剛性構造」は認められる)。
- 10.6.2 本規程 10.6.1 の「1 つの剛性構造」は複数のパーツで構成されている場合があるが、それらのパーツは同一平面上に配置されなければならない(互いに積み重ねたり、重なり合ったりしてはならない)。
- 10.6.3 スパイクを靴の外側下面に取り付ける場合にのみ、剛性構造または他の機構(プレート、ブレード等)を 1 つだけ追加することができる。スパイクを取り付けるための追加の剛性構造は、本規程 10.6.1 にある剛性構造と連続して取り付けられるものであってはならない。
- 10.6.4 競技用靴にはセンシング技術やインテリジェント技術が組み込まれてはならない。このことは TR6.4.4 による、競技者が個人的に携帯または着用する心拍計、速度距離モニター、ストライドセ

ンサーの携帯または着用を妨げるものではない。

10.6.5 最大の靴底の厚さは、別紙3の表に記載されている厚さ以内でなければならない。

11. 競技用靴: スパイク

- 11.1 靴底(踵の下の靴底を含む)は、11本以内のスパイクを取り付けられる構造とする。
- 11.2 11 個までの任意の数のスパイクを使用することができるが、スパイク取り付け位置は 11 か所を超えてはならない。
- 11.3 競技用靴の靴底または踵から突出した部分のスパイクの長さは、9 mm (屋内は 6 mm) を超えてはならない。また走高跳およびやり投の場合は、12 mmを超えてはならない。スパイクは先端近くで、少なくとも長さの半分は 4 mm四方の定規に適合するように作られていなければならない。トラック製造業者もしくは競技場管理者が、より小さい寸法の上限を設けている場合や特定の形状のスパイクの使用を認めていない場合は、これが適用され、競技者に通知される。 屋外競技場または屋内競技場のグラウンドの表面は、本規程 11 で認められているスパイクの使用に適合していなければならない。
- 11.4 クロスカントリー競技会では、コースの状態に応じた、特定規則の適用または技術代表により、靴のスパイクのサイズを長くすることを認めることができる。

12. 独立した専門家

- 12.1 本規程により、独立した専門家は以下の責任と権限を持つ。
- 12.1.1 競技用靴が本規程の技術的要件に物理的に合致しているかどうかを確認する(必要に応じて、競技 用靴を切断することを含む)。
- 12.1.2 既存靴、新しい靴、開発段階の試作靴、カスタマイズされた靴について、それらの靴の仕様を本規程に定められた基準と要件に照らして、物質的な調査と評価を行う。
- 12.1.3 事務総長(またはその任命者)と連絡を取り、自分達の任務に関する意見を求める。
- 12.1.4 調査と評価の結果を事務総長(またはその任命者)に既存靴は提出する。
- 12.1.5 事務総長(またはその任命者)から随時指示される、その他の任務を遂行する。

13. アベイラビリティ・スキーム (Availability Scheme)

- 13.1 既存靴と新しい靴は、対象競技会に参加するすべての競技者が購入可能である必要がある。
- 13.2 競技者が対象競技会で新しい靴を着用することを企図し、本規程により WA によって承認された場合、 事務総長(またはその任命者)の書面による特段の承認がない限り、競技者が新しい靴の着用を申請 する最初の対象競技会開始日の1か月前までに、関連するスポーツメーカーから誰もが当該靴が購入 可能になっていなければならない。
- 13.3 本規程 13.2 により本規程 6 および別紙 1 に従って承認を求める際に、新しい靴がどこでどのように購入可能になるか、またはどのように購入できるのかを、事務総長(またはその任命者)に対して通知しなければならない。
- 13.4 事務総長(またはその任命者)はスポーツメーカーに対して、書面により新しい靴が購入可能である、または購入可能になるという証拠を求める場合がある。
- 13.5 アベイラビリティ・スキームに関する手順は、別紙4に記載。

14. 本規程の遵守(コンプライアンス)

- 14.1 競技者は、対象競技会の前、競技会中、競技会後にはいつでも、また競技会の主催者および事務総長 (またはその任命者)の裁量で、競技の直前や直後に靴管理の対象となることがある。事務総長(ま たはその任命者)は、本規程と合致する靴管理の手順をさらに公開することができる。
- 14.2 靴管理の対象となる競技者は、
- 14.2.1 シューコントロール・オフィサーまたは靴管理を行うその他の権限のある者からの、合理的な指示に従わなければならない。
- 14.2.2 どんな時にでも、以下のことを求められることがある。
 - a. 着用している競技用靴の確認。

- b. 検証のために WA に送られる情報をチェック (写真撮影、計測等) するために、競技用靴を シューコントロール・オフィサーへ引き渡すこと。
- 14.2.3 競技が終了した段階で、さらなる調査と検査(必要に応じて、競技用靴の切断を含む)を行うために、審判長または事務総長(またはその任命者)に対して競技用靴を引渡すこと。 競技用靴は本規程 14.9.4 に従い、独立した専門家に発送され、返却が可能な状態であれば競技者に返却される。
- 14.3 競技者が世界記録を達成した場合(CR31~35)、競技者は本規程 14.2 の手順に従う。
- 14.4 審判長から本規程 14.5~14.7 に従って競技用靴を提出するよう指示されない限りは、競技者は常に ウォーミングアップエリア、招集所および競技エリアで競技用靴を所持していなければならない。い かなる時でも、競技用靴をアスリートサポートスタッフに渡したり、観客の中に投げ入れたりしては ならない。このことは、競技者が競技を終了した後の競技後の手続きが完了するまで遵守する必要が ある。
- 14.5 審判長は競技用靴または特定の技術が本規程に定められている内容または精神に合致していない可能性があると信じる理由がある場合は、本規程 14.6 および 14.7 に従って行動することができる。
- 14.6 対象競技会の前または対象競技会で競技用靴の承認の有無やその他不明確な点がある場合、審判長はその裁量により競技者が当該競技用靴で競技に参加することを認めることができる。この場合、競技者は競技後に、独立した専門家による本規程 14.7 に合致したさらなる調査のために、当該競技用靴を審判長に引渡さなければならない。 審判長が本規程 14.6 によって競技者に当該競技用靴での競技を認めた場合は、競技者の結果は「未認定」(「UNC TR5.2」)として取り扱う。ただし、当該競技用靴が本規程に定められている内容または精神に合致していないことが既に明らかになっている場合は、審判長は本規程 15.1 に従い、合理的にできる限り速やかに行動する。
- 14.7 審判長は本規程 14.5 に従って、独立した専門家によるさらなる検査と調査のために、競技終了時に当該競技用靴を直ちに引渡すよう、競技者に要求することができる。本規程 14.7 による、さらなる検査と調査が行われるまで、対象競技会での当該競技用靴または技術を使用することは禁止される。
- 14.8 審判長が本規程 14.6 による裁量権を行使し、競技者が当該競技用靴で競技することを認めた後、当該 競技者が同じ種目の後のラウンドや、同じ競技会の他の種目で競技を行う予定である場合、審判長は 確実に、後から行われる競技でも当該競技用靴を着用できるようにする。以後の競技中にどのように、 いつ、どのような条件で競技者が当該競技用靴を着用できるようにするかは、審判長の裁量に委ねら れる。
- 14.9 事務総長(またはその指名者)は疑念を払拭するために合理的に行動し、上記の権限に加え次の権利を留保する。
- 14.9.1 審判長に対して、本規程 14.5~14.7 によって行動するよう書面により指示すること。
- 14.9.2 審判長による確認または追加検査と調査のために競技用靴を引渡すよう、いつでも競技者に対して指示すること。
- 14.9.3 競技用靴がまだ引渡されていない、または追加検査と調査の対象になっていない場合、競技者に対して追加検査のために事務総長(またはその任命者)に競技用靴を引き渡すように要求すること。
- 14.9.4 追加検査および調査のために、WA または独立した専門家への競技用靴の輸送費用は、競技会主催者が負担しなければならない。競技会主催者は事務総長(またはその任命者)から通知された住所に当該競技用靴と出荷書類のコピーと追跡番号を直ちに送付する。 検査と調査が完了したら、返却可能な状態であれば、WA は競技用靴を競技者へ返却するよう手配する。

15. 違反と制裁

- 15.1 競技者は以下のいずれかに該当する場合、失格となることがある。
- 15.1.1 審判長またはシューコントロール・オフィサーのいずれかが、本規程に合致していない競技用靴を着用していると判断した場合。
- 15.1.2 本規程に基づく審判長の指示または命令に従わない場合。
- 15.1.3 シューコントロール・オフィサーから要求されたにもかかわらず、競技用靴を提出しない場合。
- 15.2 本規程 15.1 によって失格となった競技者がすでに競技を完了している場合、この失格により本規程 違反による競技記録の無効化、すべてのタイトル、メダル、ポイント、賞金および出場金の没収、こ

- れらに限定されない制裁措置が競技者に対して適用される。
- 15.3 審判長による競技者の失格に加え、競技者またはその代表者(該当競技者をサポートまたは後援するスポーツメーカーを含む)および加盟連盟のいずれかが本規程(本規程が発効する前に発効した TR5またはその上の規則を含む)に定められている内容または精神に反して行動した、または行動したことが判明した場合はいつでも、事務総長(またはその任命者)は以下の一連の制裁を加える権利を留保する。但し、制裁内容はこれらに限定されるものではない。
- 15.3.1 競技者および加盟団体に警告を発すること。
- 15.3.2 競技者およびその加盟団体に罰金を科すこと。
- 15.3.3 競技者を失格とし、本規程違反により競技者の記録を無効とし、競技者に結果として生じるすべて のタイトル、賞、メダル、ポイント、賞金および出場金の没収などを含む措置を競技者に適用する こと。
- 15.3.4 既存靴、新しい靴、開発段階の試作靴、カスタマイズされた靴を本規程に合致していないとして公表すること。
- 15.3.5 WAによって既存靴、新しい靴、開発段階の試作靴として承認された靴のリストから、削除すること。
- 15.3.6 特定の靴メーカーから申請される、既存靴、新しい靴、開発段階の試作靴、カスタマイズされた靴に対する承認申請を合理的な期間保留すること。
- 15.4 事務総長(またはその指名者)は、それが適切であると判断した場合、本規程 15 に従って適用される 制裁の理由を発表、公表、その他の方法で伝達することができる。
- 15.5 事務総長(またはその指名者)は、本規程に基づいて行動することに加えて、該当者による本規程の 違反の可能性を Athletics Integrity Unit に対して言及することができる。
- 15.6 該当者による本規程違反の可能性のある行為は、インティグリティ行動規範違反に相当する可能性があり、本規程 14、15.3 に基づく措置に加えて、Athletics Integrity Unit 報告・調査・訴追規則(非ドーピング)に基づく、Athletics Integrity Unit による調査と起訴や懲罰裁定機関規則に基づく審理の対象となる場合がある。

以上

新しい靴、開発段階の試作靴、カスタマイズされた靴の承認手続き

- 1 対象競技会で新しい靴、開発段階の試作靴*、カスタマイズされた靴**を着用することを企図する場合、 関連するスポーツメーカーが、あるいはスポーツメーカーが関与しないで競技者が靴自体をカスタマイ ズした場合は競技者が、競技用靴明細書(Athletic Shoe specification form)を記入して WA に提出す る必要があり、次の情報を含めて申請する。
 - 1.1 スポーツメーカーのブランド名と靴とモデル名。
 - 1.2 サイズ、寸法、靴底の厚さ、構造 (プレートの数と構造、技術 (スマート技術、レスポンス技術、 アダプト技術が含まれているかどうかを含む)、流通開始日、写真、図。
 - 1.3 新しい靴か、開発段階の試作靴か、カスタマイズされた靴であるかどうか。
 - 1.4 申請が「本規程 7.2」に基づきカスタマイズされた靴の場合、競技者の状態に関する医療情報、およびカスタマイズが必要な理由を説明する医療アドバイス、報告、または情報。
- 2 WA から要求された場合、独立した専門家による追加調査のために、新しい靴または開発段階の試作靴のサンプル、該当する場合はカスタマイズされた靴を、競技者***またはスポーツメーカーは提出する。
- 3 WA は合理的な努力を尽くして、可能な限り早く(可能であれば、独立した専門家が新しい靴を受け取ってから 30 日以内に)検査を完了する。
- 4 承認された場合、WA は承認済の競技用靴リストで新しい靴または開発段階の試作靴を公表する。 カス タマイズされた靴は公表しない。これは承認されたと見なされる既存靴や承認された新しい靴にカスタ マイズが行われることによる。本規程 7 参照。
- 5 開発段階の試作靴を除いて、新しい靴が WA の公表リストに公表されたら直ちに、新しい靴は対象競技会で着用できる。開発段階の試作靴を着用できる期間については、別紙 2 参照。
- 6 WA は本規程の一部を構成する技術(例:固有のコード、認証マーク等)の使用を含め、承認手順を実施するに際して適切と思われる措置を講じる権利を留保する。
- 7 WA は承認された競技用靴が本規程に合致しなくなった場合、いつでも公開リストから削除する権利を 留保する。

(注)

- * 加えて、開発段階の試作靴の場合は、別紙2に記載されている手順と情報に従う必要がある。
- ** 競技者がスポーツメーカーの関与なしに競技用靴のカスタマイズを手配する場合、競技者は本規程 7 によってそのカスタマイズについて WA から承認を得る責任を負うものとする。
- *** 脚注**参照。

開発段階の試作靴

- 1 開発段階の試作靴の場合、別紙1に基づく仕様書を提出すると同時に、スポーツメーカーは次の情報を 開発段階試作靴申請書(Development Shoe form)に記入して提出する必要がある。
 - 1.1 スポーツメーカーのブランドと靴名、モデル名または品番。
 - 1.2 支援や後援を受けている競技者が、開発段階の試作靴を最初に着用する日から 12 か月以内に当該 靴を着用することを企図する、最初およびその後のすべての競技会の日付と競技会名を含むリスト。
 - 1.3 開発段階の試作靴の中あるいは試作靴の目に見える場所に刷り込むか、競技会関係者に提示する ために競技者に対して紙の形式または携帯端末等を通じて提供された、開発段階の試作靴に固有 の読み取り可能なコード(スキャンまたはリンクすることができるコード)。このコードによって、 開発段階試作靴申請書(Development Shoe form)またはそれに含まれる情報のいずれかを管理 する。
 - 1.4 スポーツメーカーが開発段階の試作靴の最終バージョンを購入可能とする最新の日付 (開発段階 の試作靴を新しい靴とすることが意図されている場合)。後記 5 項参照。
- 2 開発段階試作靴申請書 (Development Shoe Form) に記載されている競技会リストに変更があった場合、 開発段階試作靴申請書を更新作成し、書面で WA に通知しなければならない。
- 3 承認された場合、WA は開発段階の試作靴が着用できる開始日と承認の有効期限を記載した「承認済み 開発段階の試作靴」のリストを Web サイトで公表する。 スポーツメーカーに属する技術情報や専有情 報は公開されない。
- 4 有効期限後、または開発段階の試作靴の着用が有効期限前に終了した場合、競技用靴は開発段階の試作 靴としての適格性を失う。但し、後記「5.2 項」に基づいてスポーツメーカーが開発段階の試作靴を新し い靴として申請することを決定した場合にのみ、有効期限後も継続して着用ができる。開発段階の試作 靴は、有効期限が切れた日または使用されなくなった日を過ぎると、承認済みリストから削除される。
- 5 スポーツメーカーが次のように決定した場合、
 - 5.1 開発段階の試作靴として開発を継続しないことにより、購入可能でなくなるか、Availability Scheme の要件に準拠できない場合、WA はスポーツメーカーに対して開発段階の試作靴の廃止 に関する詳細情報の提供を要求する権利を留保する。
 - 5.2 開発段階の試作靴の最終バージョンを製造段階に進める場合(性能テストや安全性テストに合格する等)、開発段階の試作靴は新しい靴と見なされる。本規程 6 に従い、開発段階の試作靴の最終バージョンが本規程に定められた要件に合致していることを、WA から書面による承認を得る必要がある。その際には書面には、開発段階の試作靴の変更点を強調されるか、その他の変更が加えられていないことが明示される。
- 6 WA は本規程の一部を構成する技術 (例:固有のコード、認証マーク等)の使用を含め、承認手順を実施するに際して適切と思われる措置を講じる権利を留保する。

競技用靴・靴底厚さ表

【2024年10月31日まで有効】

種目	ソールの最大厚さ (本規程 10.6 による)	その他の要件/注意
フィールド種目 (除:三段跳)	20mm	全投てき種目と高さを競う跳躍種目および三 段跳を除く長さを競う跳躍種目に適用。 全フィールド種目で、本規程 10.3 および 10.4 で言及されているように、靴の前の部分の中心 点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを 超えてはならない(前足の中心は、靴の内部の 長さの 75%にある靴の中心点。 踵の中心は、
三段跳	25mm	靴の内部の長さの12%にある靴の中心点)。 靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない(前足の中心は、靴の内部の長さの75%にある靴の中心点。 踵の中心は、靴の内部の長さの12%にある靴の中心点)。
トラック種目 (800m未満の種目、 ハードル種目を含む)	20mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて 適用する。
トラック競技 (800m 以上の種目、 障害物競走を含む)	25mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて 適用する。競技場内で行う競歩競技の靴底の厚 さは、道路競技と同じとする。
クロスカントリー	25mm スパイクシューズ または 40mm ノン・スパイクシューズ	競技者はスパイクシューズでもノン・スパイクシューズ (ロードシューズなど) を履くことができる。スパイクシューズを履く場合、靴底の最大の厚さは 25mm を超えてはならない。 ノン・スパイクシューズを履く場合、靴底の最大の厚さは 40mm を超えてはならない。
道路競技 (競走・競歩)	40mm	
マウンテンレース トレイルレース	制限なし	

【2024年11月1日から有効】

競技	ソールの最大厚さ (本規程 10.6 による)	その他の要件/注意
トラック種目 ハードル種目 障害物競走	20mm スパイクシューズ または ノン・スパイクシューズ	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用 する。競技場内で行う競歩競技の靴底の厚さは、道 路競技と同じとする。
フィールド種目	20mm スパイクシューズ または ノン・スパイクシューズ	全跳躍種目で、本規程 10.3 および 10.4 に記載のとおり、靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない(前足の中心は、靴の内部の長さの 75%にある靴の中心点。踵の中心は、靴の内部の長さの 12%にある靴の中心点)。
道路競技 (競走・競歩)	40mm	
クロスカントリー	20mm スパイクシューズ または 40mm ノン・スパイクシューズ	競技者はスパイクシューズでもノン・スパイクシューズ (ロードシューズなど) を履くことができる。スパイクシューズを履く場合、靴底の最大の厚さは 20mm を超えてはならない。 ノン・スパイクシューズを履く場合、靴底の最大の厚さは 40mm を超えてはならない。
マウンテンレース トレイルレース	制限なし	

重要告知:本規程 5.3 に従い、2024 年 11 月 1 日以降、靴底厚が上記の表に記載されている最大の厚さを超える既存靴は承認されなくなり、対象競技会では着用できなくなる。

競技用靴の入手可能手順

- 1 競技用靴は小売(実店舗)、ブランドのウェブサイト、アプリ、e コマース(少なくとも 1 か月の先行予 約期間を含む)を含む、スポーツメーカーの販売チャネルを通じて購入できる。
- 2 既存靴は購入可能という要件を満たしていると見なすが、WA はスポーツメーカーに対して、その入手が可能との証拠を提出するよう求める場合がある。
- 3 新しい靴の承認を求める場合、スポーツメーカーは競技用靴の入手可能性(どこでどのように購入できるか)に関する情報を、対象競技会の少なくとも1か月前までに提供しなければならない。
- 4 WA が要求した情報が提供されない場合、靴は承認されず、承認済みリストには登録されない。 新しい 靴は、承認されたリストに載っていない限り着用することはできない。
- 5 購入可能な新しい靴は、在庫(サイズ範囲を含む)、サプライチェーンおよび製造スケジュールの管理対象になる。靴メーカーには、購入可能でありながら売切れてしまった競技用靴を補充する義務はない。
- 6 新しい靴が購入できなかった場合(例:売り切れとなり補充を待つ状態、型の製造が終了した場合、製造業者や配送に影響を与えるサプライチェーンの問題がある場合等)、新しい靴の購入を希望する競技者は、関係するスポーツメーカーの新しい在庫を提供する能力に応じて当該靴が補充されるのを待つか、購入可能な代替の既存靴または購入可能な他の新しい靴の購入を希望することができる。
- 7 WA は競技用靴が購入可能である、または購入可能であったという証拠を提供するようにスポーツメーカーに要求することによって、チェックを実施する。
- 8 競技用靴が購入可能である、または購入可能であったという証拠が提供されれば、それ以上の行為は必要とならない。
- 9 証拠が提供されない場合、当該競技用靴は本規程に従っていないことになり、
 - a. 当該競技用靴は承認済みリストから削除される。
 - b. この行為は、加盟陸連や競技者に通知される。
 - c. 当該競技用靴を履いた競技者の結果は、「UNC TR5.2」(未認定)と記録される。
- 10 スポーツメーカーが新しい靴の入手可能性の証拠を提供できない場合、要求された新しい靴が購入可能 であることを示す証拠が提出されるまで、WA は新しい靴の承認を取り消すことができる。
- 11 WA の事務総長(またはその任命者)は次の場合においては、本別紙 4 に規定されている要件の一部または全てを一時的に免除することができる。世界スポーツ用品産業連盟からの書面による要請に応じて、事務総長(またはその任命者)が適当とする、本別紙 4 に従った合理的な努力をスポーツメーカーがしているにも関わらず新しい靴が購入可能にできない状況や、合理的な管理が及ばない状況の場合。